

旅館業法施設基準

令：旅館業法施行令
条：山口県条例

	旅館・ホテル	簡易宿所	山口型小規模農林漁家民宿	下宿
定義	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で簡易宿所及び下宿以外のものをいう。	宿泊する場所を複数人で共用する設備及び施設を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿以外のものをいう。	「山口型小規模農林漁家民宿認定要綱」に基づき認定を受けた民宿をいう。	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業
許可条件	最低客室数の基準廃止	客室の延床面積：3.3㎡以上(令1条2項1号)※法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上	客室の延床面積：規定なし(規則第5条第2号)「山口型小規模農林漁家民宿認定要綱」に基づき認定を受けた施設であること。宿泊定員5人以下(H17.9.30平17生活衛生第771号通知)	最低客室数の基準廃止 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営む場合は許可を受ける必要はない(法第3条)
客室の要件	1客室の要件 ・1室の床面積：7㎡以上(寝台を置く客室は9㎡)以上(令1条1項1号) 宿泊者の定員に応じ、適当な広さを有すること(条6条1号) 客室等常に清潔にしておくこと(条4条1号)	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること。(令1条2項2号) 宿泊者の定員に応じ、適当な広さを有すること(条6条1号) 客室等常に清潔にしておくこと(条4条1号)	宿泊者の定員に応じ、適当な広さを有すること(条6条1号) 客室等常に清潔にしておくこと(条4条1号)	宿泊者の定員に応じ、適当な広さを有すること(条6条1号) 客室等常に清潔にしておくこと(条4条1号)
採光等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備(令1条1項3号) 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に清掃し、必要に応じ補修すること(条4条2号)	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備(令1条2項3号) 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に清掃し、必要に応じ補修すること(条4条2号)	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備(令1条2項3号) 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に清掃し、必要に応じ補修すること(条4条2号)	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備(令1条3項1号) 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備は、定期的に清掃し、必要に応じ補修すること(条4条2号)
玄関	玄関帳場その他厚生労働省令で定める基準を満たす設備(令1条1項2号)			
浴室	適当な規模の入浴設備 ※隣接した公衆浴場がある場合は除く(令1条1項4号) 清掃を容易に行うことができる構造とすること(条6条2号) 適当な広さの脱衣所が付設されていること ※客室に付設されている場合は除く(条6条3号) シャワーは浴槽水をしようしない構造とすること等(条6条4号から9号)レジオネラ症防止対策 浴槽には、清浄な湯水を十分に供給すること等(条4条6号から17号)レジオネラ症防止対策	適当な規模の入浴設備 ※隣接した公衆浴場がある場合は除く(令1条2項4号) 清掃を容易に行うことができる構造とすること(条6条2号) 適当な広さの脱衣所が付設されていること ※客室に付設されている場合は除く(条6条3号) シャワーは浴槽水をしようしない構造とすること等(条6条4号から9号)レジオネラ症防止対策 浴槽には、清浄な湯水を十分に供給すること等(条4条6号から17号)レジオネラ症防止対策	適当な規模の入浴設備 ※隣接した公衆浴場がある場合は除く(令1条2項4号) 清掃を容易に行うことができる構造とすること(条6条2号) 適当な広さの脱衣所が付設されていること ※客室に付設されている場合は除く(条6条3号) シャワーは浴槽水をしようしない構造とすること等(条6条4号から9号)レジオネラ症防止対策 浴槽には、清浄な湯水を十分に供給すること等(条4条6号から17号)レジオネラ症防止対策	適当な規模の入浴設備 ※隣接した公衆浴場がある場合は除く(令1条3項4号) 清掃を容易に行うことができる構造とすること(条6条2号) 適当な広さの脱衣所が付設されていること ※客室に付設されている場合は除く(条6条3号) シャワーは浴槽水をしようしない構造とすること等(条6条4号から9号)レジオネラ症防止対策 浴槽には、清浄な湯水を十分に供給すること等(条4条6号から17号)レジオネラ症防止対策
洗面設備	適当な規模の洗面設備(令1条1項5号) 宿泊客が使用するのに便利な場所に設けられており、飲用に適する水を十分供給できる(条6条10号) 便所の手洗と洗面設備は別個に設けること ※客室に付設する場合を除く	適当な規模の洗面設備(令1条2項5号) 宿泊客が使用するのに便利な場所に設けられており、飲用に適する水を十分供給できる(条6条10号) 便所の手洗と洗面設備は別個に設けること ※客室に付設する場合を除く	適当な規模の洗面設備(令1条2項5号) 宿泊客が使用するのに便利な場所に設けられており、飲用に適する水を十分供給できる(条6条10号) 便所の手洗と洗面設備は別個に設けること ※客室に付設する場合を除く	適当な規模の洗面設備(令1条3項3号) 宿泊客が使用するのに便利な場所に設けられており、飲用に適する水を十分供給できる(条6条10号) 便所の手洗と洗面設備は別個に設けること ※客室に付設する場合を除く
便所	適当な数の便所(令1条1項6号) 宿泊客が使用するのに便利な場所に設けられている(条6条12号) 換気口又は換気設備(条6条13号) ねずみ、昆虫等の侵入防止設備(条6条13号) 流水式手洗い設備(条6条13号)	適当な数の便所(令1条2項6号) 換気口又は換気設備(条6条13号) ねずみ、昆虫等の侵入防止設備(条6条13号) 流水式手洗い設備(条6条13号)	適当な数の便所(令1条2項6号) 換気口又は換気設備(条6条13号) ねずみ、昆虫等の侵入防止設備(条6条13号) 流水式手洗い設備(条6条13号)	適当な数の便所(令1条3項4号) 換気口又は換気設備(条6条13号) ねずみ、昆虫等の侵入防止設備(条6条13号) 流水式手洗い設備(条6条13号)
寝具	十分な数の寝具有する(条6条11号) ふとん・まくら・ざぶとん及び丹前は、常に清潔にしておくこと。(条4条3号) ふとん・まくらは、布で覆っておくこと。(条4条4号) 浴衣及びふとん・まくらを覆った布は、1人ごと洗濯をしたものに交換すること。(条4条5号)	十分な数の寝具有する(条6条11号) ふとん・まくら・ざぶとん及び丹前は、常に清潔にしておくこと。(条4条3号) ふとん・まくらは、布で覆っておくこと。(条4条4号) 浴衣及びふとん・まくらを覆った布は、1人ごと洗濯をしたものに交換すること。(条4条5号)	十分な数の寝具有する(条6条11号) ふとん・まくら・ざぶとん及び丹前は、常に清潔にしておくこと。(条4条3号) ふとん・まくらは、布で覆っておくこと。(条4条4号) 浴衣及びふとん・まくらを覆った布は、1人ごと洗濯をしたものに交換すること。(条4条5号)	十分な数の寝具有する(条6条11号) ふとん・まくら・ざぶとん及び丹前は、常に清潔にしておくこと。(条4条3号) ふとん・まくらは、布で覆っておくこと。(条4条4号) 浴衣及びふとん・まくらを覆った布は、1人ごと洗濯をしたものに交換すること。(条4条5号)
暖房設備	客室にガス設備を有する場合は、使用方法を宿泊者に教え、元栓等を十分管理すること。(条4条20号)	客室にガス設備を有する場合は、使用方法を宿泊者に教え、元栓等を十分管理すること。(条4条20号)	客室にガス設備を有する場合は、使用方法を宿泊者に教え、元栓等を十分管理すること。(条4条20号)	客室にガス設備を有する場合は、使用方法を宿泊者に教え、元栓等を十分管理すること。(条4条20号)
衛生状態	ねずみ、衛生上有害な昆虫等の発生防止および駆除に務めること。(条4条18号) 伝染性の病気にかかっている者又はその疑いのある者が使用した物は、消毒した後でなければ宿泊者に使用させないこと。(条4条19号)	ねずみ、衛生上有害な昆虫等の発生防止および駆除に務めること。(条4条18号) 伝染性の病気にかかっている者又はその疑いのある者が使用した物は、消毒した後でなければ宿泊者に使用させないこと。(条4条19号)	ねずみ、衛生上有害な昆虫等の発生防止および駆除に務めること。(条4条18号) 伝染性の病気にかかっている者又はその疑いのある者が使用した物は、消毒した後でなければ宿泊者に使用させないこと。(条4条19号)	ねずみ、衛生上有害な昆虫等の発生防止および駆除に務めること。(条4条18号) 伝染性の病気にかかっている者又はその疑いのある者が使用した物は、消毒した後でなければ宿泊者に使用させないこと。(条4条19号)
その他	学校等敷地の周囲100m区域内にある場合、客室、ホール等内部をささげる設備(令1条1項7号) 善良の風俗が害されるような文書、図画等を掲示し備え付けないこと。(令3条1号) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。(令3条2号) 宿泊者名簿を備えること(法第6条)	善良の風俗が害されるような文書、図画等を掲示し備え付けないこと。(令3条1号) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。(令3条2号) 宿泊者名簿を備えること(法第6条)	善良の風俗が害されるような文書、図画等を掲示し備え付けないこと。(令3条1号) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。(令3条2号) 宿泊者名簿を備えること(法第6条)	善良の風俗が害されるような文書、図画等を掲示し備え付けないこと。(令3条1号) 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。(令3条2号) 宿泊者名簿を備えること(法第6条)